

# STL<sub>OWS</sub>

2013.1  
スロース  
Vol. 80

「遊魚動緑」  
北陸新幹線の  
金沢開通まで25ヶ月

新年のご挨拶  
徹底継続  
し続ける

STL<sub>OWS</sub>の法則

- 科学的思考  
= *Scientific*
- 全体的思考  
= *Total*
- 長期的思考  
= *Long Range*
- 創造的思考  
= *Original, Orthodox*
- バランス的思考  
= *Well-balanced*
- 体系的思考  
= *Systematic*



誰にでも出来ることを  
誰にも出来ないくらい  
徹底継続する

平成25年より適用  
される主な法改正

ちょっと小話  
住民税について

Happy Wedding  
新入社員紹介  
編集後記



株式 成功への提案  
会社 木村経営ブレイン  
木村光雄税理士事務所

# 遊魚動緑

明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 北陸新幹線の金沢開通まで25ヶ月



代表取締役会長・税理士  
認定登録 医業経営コンサルタント

木村 光雄

ブログ「遊魚動緑」を2007年5月16日に始めてから5年7ヶ月経ち203回を数えました。

自分への張りを保つ動機で始めましたが、今まで続けられたのは全国の知人、友人の方が見ているからだと思います。

下手なブログですが、これからも感じたことを記録していきますので、見ていただければありがたいことです。

さて、北陸新幹線が2015年3月に長野～金沢まで開通するまで、あと2年となりました。

また、昨年6月に敦賀まで着工が決定し、金沢開通から概ね10年強後に金沢～敦賀が開通する予定。

昨年9月に根本博金沢学院大学教授から聞いた話を要約します。

### ・新幹線と戦後日本の経済発展

#### 1、世界一を目指した時代

・東京タワー…1958年(54年前) ・東海道新幹線…1964年(48年前) ・東京オリンピック…1964年(48年前)

#### 2、1969年(昭和44年佐藤内閣)の新全国総合開発計画で北海道から九州までの全国新幹線ネットワーク構想が打ち出された。

#### 3、その後の環境激変(石油ショック、国鉄民営化、財政悪化)で具体化が遅れた。

### ・北陸新幹線

1、北回り新幹線建設促進同盟会…1967年(45年前) 2、全国新幹線鉄道整備法…1970年(42年前)  
5ルートのうち北陸が一番遅れた。

### ・北陸の魅力度

1、生産基盤の整備が進み、一定の生産力(GDPの3%)を持つ地域になった。

2、生活基盤の整備の結果、“住みやすさでは日本一”の定評がある。

3、観光基盤の整備を進め、行ってみたい地域にすることが課題。

### ・地価にみる新幹線効果

地価は1992年(平成4年)から長期低落傾向を示している。

新幹線効果により、金沢では片町香林坊から駅前に最高路線価が移っている。

### ・新幹線の経済効果

1、県外客100万人増×一人10万円=1000億円 で、これは県内総生産4.6兆円の2%強にあたる。

2、この逆ストローが県外にストローされる分を上回れば県内総生産は純増する。

3、金沢市シティフルマラソン参加者1万人とすると、事業費3億円かかるが経済効果は一人10万円で10億円の効果と試算される。

新幹線が観光などによる人流にとどまらず、他の産業にも波及させて地域経済の総合的な発展を期待したい。

～5の付く日に更新、当社のホームページに掲載している短信「遊魚動緑」をご覧ください。～





# 平成25年分の所得税より適用される主な法改正

## 1. 復興特別所得税の創設

経営監査部 安田 幸平

この度、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税と同時に納付しなければならないこととされました。

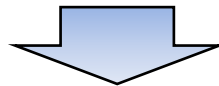
|                 |   |
|-----------------|---|
| 納税義務者           | 個人の方で所得税を納める義務のある方  |
| 期間              | 平成25年1月1日～平成49年12月31日(25年間)   |
| 源泉徴収すべき復興特別所得税額 | 源泉徴収すべき所得税額の <b>2.1%相当額</b> となります。<br>(実際の計算は、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の <b>合計税率</b> を乗じて計算した金額を徴収することとなります。) |

計算例) 講演料として222,222円を支払う場合

今までの計算方法(源泉徴収税額のみ)

$$222,222円 \times 10\% = 22,222.2$$

源泉徴収税額 ⇒ 22,222円



新たな計算方法(所得税及び復興特別所得税)

$$222,222円 \times 10.21\% = 22,688.8662$$

(端数切捨て)

源泉徴収税額 ⇒ 22,688円

復興特別所得税額466円分が今までより増加することになります。(22,222円の2.1%相当額)

計算例) 講演料として200,000円支払い、この200,000円が税引手取額の場合  
 納付すべき所得税及び復興特別所得税の額の算出方法 (グロスアップ計算)

支払い金額

(1円未満切捨て)

$$200,000円 \div (100 - 10.21)\% = 222,741.953\dots \Rightarrow 222,741円$$

(税引手取額)
(合計税率)
(算出金額)
(支払金額)

所得税及び復興特別所得税の合計額

(1円未満切捨て)

$$222,741円 \times 10.21\% = 22,741.856 \Rightarrow 22,741円$$

(支払金額)
(合計税率)
(算出税額)
(納付すべき税額)




## 給与所得の源泉徴収税額表比較

今までは・・・

これからは・・・

| その月の社会保<br>除料等控除後の<br>給与等の金額 |         | 甲<br>扶養親族等の数 |       |       |
|------------------------------|---------|--------------|-------|-------|
| 給与等の金額                       |         | 0 人          | 1 人   | 2 人   |
| 以 上                          | 未 満     | 税 額          |       |       |
| 円                            | 円       | 円            | 円     | 円     |
| 195,000                      | 197,000 | 4,530        | 2,940 | 1,360 |
| 197,000                      | 199,000 | 4,600        | 3,010 | 1,430 |
| 199,000                      | 201,000 | 4,670        | 3,080 | 1,500 |
| 201,000                      | 203,000 | 4,740        | 3,150 | 1,570 |
| 203,000                      | 205,000 | 4,810        | 3,220 | 1,640 |

| その月の社会保<br>除料等控除後の<br>給与等の金額 |         | 甲<br>扶養親族等の数 |       |       |
|------------------------------|---------|--------------|-------|-------|
| 給与等の金額                       |         | 0 人          | 1 人   | 2 人   |
| 以 上                          | 未 満     | 税 額          |       |       |
| 円                            | 円       | 円            | 円     | 円     |
| 195,000                      | 197,000 | 4,630        | 3,000 | 1,390 |
| 197,000                      | 199,000 | 4,700        | 3,070 | 1,460 |
| 199,000                      | 201,000 | 4,770        | 3,140 | 1,530 |
| 201,000                      | 203,000 | 4,840        | 3,220 | 1,600 |
| 203,000                      | 205,000 | 4,910        | 3,290 | 1,670 |

 平成25年1月支給分の給与から適用されるので**要注意となります！！**

※上記は一例ですので個人差があります。

## 2. 給与所得控除の改正

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

## 3. 退職所得課税の改正

役員等勤続年数が5年以下である方が役員等勤続年数に対応する退職手当を受け取った場合、退職金から退職所得控除額を控除した残額の2分の1ではなく、全額に対して課税されることとなりました。この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。

## ちょっと小話 「住民税について」

小話

### 住民税は地域によって異なるの？

経営監査部 作本 将盛

「大手企業がある〇〇市は税収も多いので住民税が安い」、「財政が厳しい市区町村は住民税が高い」といったウワサを耳にされた事はないでしょうか？特に都市部に住むと住民税が高くなると聞くことが多いように感じます。

しかし、結論として個人の住民税は住む地域によって異なるものではなく、基本的には全国ほぼ一律です。

※1 均等割・・・収入がある人の多くに課せられる最低税額のことです。  
 (石川県・富山県は4,500円 福井県は4,000円)

※2 北海道の夕張市や神奈川県横浜市など一部の超過課税を採用している自治体もあります。  
 財政再建団体の夕張市では所得割に0.5%の税率を上乗せし、又、神奈川県では「水源環境を保全・再生するため」として、所得割に0.025%、横浜市では「横浜みどり税」として均等割が他の自治体よりも多く付加されているそうです。

## 新しいスタッフが2名増えました (へ\_へ)

これから皆様のごところへお伺いすることもあると思いますが、宜しくお願い致します。

経営監査部  
吉野 智実

2012年11月に入社致しました吉野 智実と申します。10年余り、この地元金沢を離れていましたが、2年前に大好きな金沢に戻ってくるのができ、今回当社のスタッフ一員となりました。

現在、先輩方々より多くのことを学び、新たな経験と反省、知識の取得に励む日々を送っております。

いつまでも感謝の気持ちと向上心をいつでも忘れず、お客様の前に立たせて頂ける機会を与えられた際には、微力ながらもお客様のお役にたてるよう、日々精進してまいります。又、業務はもちろんのこと、様々な面で女性らしい気遣いができるよう成長していきたいと思っております。今後とも宜しくお願い致します。



今年1月4日より入社致しました長野真衣子です。

平成元年6月14日生まれの七尾市出身です。初めての社会人としての生活、金沢でのひとり暮らしの生活がスタートし、不安でいっぱいですがその反面ワクワクしています。

又、入社式で、

「まずは健康を大切に」

「感謝の気持ちを忘れずに」

「素直に」

「焦らず自分のペースで」

といった言葉を頂きました。この言葉を胸にとどめ、これから分からないことも多く出てくるとは思いますが、一日一日分からないことを減らし一歩前進することを目標とし、そして一日でも早く、お客様の力になれるよう日々努力して参ります。今後とも宜しくお願い致します。

経営監査部  
長野 真衣子



## Happy Wedding!!

経営監査部 副主任 北 啓佑

昨年の11月22日(良い夫婦)に入籍し、12月1日に結婚披露宴を行いました。

まだまだ未熟者の二人ですが、お互い協力して幸せな家庭を築いていきたいと思っております。

今後ともご指導ご鞭撻の程、何卒宜しくお願い致します。

### <編集後記>

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。旧年中は一方ならぬお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。弊社も皆様のお陰をもちまして、無事に新春を迎えることが出来ました。今後とも倍旧のお引き立てをお願い申し上げます。

本田

【発行人】木村 岳二

【編集責任者】本田 剛士

【編集者】松田 裕樹、由井 雅代、安田 幸平、長野 真衣子